

車いす貸与申請書

会長	事務局長	主任	係

〔本紙を複写。
原 本⇒社会福祉協議会控え
コピー⇒申請者控え〕

美浜町社会福祉協議会長様

受付印

下記のとおり車いすの貸与を申請いたします。
なお、使用中の事故や、車いすに不具合や故障が生じた場合は
当方にて全て対処いたします。また返却日は必ず守り、利用の延長を
希望する場合は社会福祉協議会事務局まで連絡いたします。

申請日 令和 年 月 日

申請者 住所

電話

氏名

利用者 利用者名 (申請者との続柄:)

介護保険申請状況 未申請・申請中・認定済み・非該当 ※65歳以上の方のみ記載

使用日時	◆原則1ヶ月以内で、車いすを必要とする期間(延長を希望される場合は、その際ご連絡ください)					
	令和 年 月 日 ()	～ 令和 年 月 日 ()				
※延長の場合に事務局で記入する欄						
令和 年 月 日 ()						
使用目的	個人利用	団体利用				
	1. 旅行・帰省等 2. 冠婚葬祭・行事への参加 3. 通院・通学・通所・外出 4. 一時退院 5. ケガによる一時利用 6. その他 ()	7. 福祉教育・体験学習 8. 介護研修 9. 防災訓練 10. 施設事業・行事等 11. その他 ()				
特記事項						
※借用時(事前予約の場合)と返却時に、この許可証を持参ください。		貸出 車いす No.	No.	貸出担当者印	返却確認者印	(月 日返却)

申請にあたって

◎ 申請手続き

1. 使用許可申請書を提出し、使用許可を受けてください。
2. 申請書の受付ならびに車いすの貸出・返却時間は、原則8時30分～17時15分までとします。
ただし、休業日は除きます。
休業日
 - (1) 土・日曜日、祝日
 - (2) 12月29日～1月3日
3. 車いすの貸出は、貸出を必要とする期間で原則として1ヶ月以内でとします。ただし、
必要に応じて、さらに1ヶ月の範囲内で延長することができます。
4. 使用料は無料です。
5. 長期的に車いすの利用を必要とされる方は、他制度等のご紹介等させていただきますので、
一度ご相談ください。

◎ 使用時の注意事項

1. 借り受けるときに、この申請書（申請者控え）を美浜町社会福祉協議会事務局に提示して
ください。
2. 使用中の事故や、貸与資材に不具合や故障が生じた場合は申請者にて全て対処いただきます。
3. 使用備品を破損等した場合は、事務局に報告ください。破損状況に応じて修理などの原型復旧を
していただきます。
4. 使用の延長をする場合、ただちに事務局まで連絡ください。
5. 使用にあたっての注意事項は、事務局職員の指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合は、今後の利用を許可しないことがあります。

＜連絡・お問い合わせ先＞

社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会

〒470-2403 知多郡美浜町北方一丁目1番地の1（美浜町福祉センター内）

TEL:0569-83-2066 FAX:0569-82-5160

E-mail : info@mihama-shakyo.or.jp